

ご夫婦ともに日本国籍でご夫婦どちらかが旧姓の保険証をお持ちの場合

※3ヶ月以内に発行されたものを全て揃えてからご提出ください

	人工授精	生殖補助医療
ご夫婦共に 日本国籍だが 保険証が旧姓 ※1	◆同意書 ◆夫婦いずれかの戸籍抄本	◆同意書 ◆夫婦いずれかの戸籍抄本
	※1 法的婚姻関係にある場合でも、保険証のお名前が旧姓の場合は、 確認のため書類の提出をお願いいたします。	
提出期限	【保険診療の方】 一般不妊治療の保険診療適用に関する承諾書の提出まで	【保険診療の方】 生殖補助医療の保険診療適用に関する承諾書の発行当日まで
	【自費診療の方】 人工授精実施当日まで	【自費診療の方】 刺激開始(注射開始)まで
※書類の提出が間に合わない場合は人工授精の実施をすること および体外受精のスケジュールを立てることは出来ません。余裕をもってご準備ください。		